

大熊町発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

制 定 令和6年3月21日

1 趣旨

本要領は、大熊町が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

※工事着手日＝現場に継続的に常駐した最初の日

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間の例

- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間
- ・支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間
- ・他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率（現場休息率）」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。

現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率

＝現場閉所日数÷（工事着手日から工事完成日までの日数－対象期間に含まない日数）

(6) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除き、原則、大熊町が発注する全ての工事を試行の対象とする。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 発注方式

原則、全ての工事を発注者指定型とする。

5 積算方法等

- (1) 当初設定工期は、4週8休対応の標準工期とする。
- (2) 当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正率を乗じて補正する。土木工事の補正項目及び補正率は表1～2、建築関係工事の補正項目及び補正率は表3～6のとおりとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。
- (3) 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。週休2日の達成状況に応じて、4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

6 入札手続き

- (1) 週休2日確保モデル工事（発注者指定型）の対象工事である旨を「契約の方法及び入札の条件」及び特記仕様書等に記載するものとする。
- (2) (1)の記載は、以下の記載例を参考にするものとする。

(ア) 「契約の方法及び入札の条件」記載例

本工事は、大熊町発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（大熊町HP：<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/somu/26825.html>）の対象工事である。

本工事の発注方式は 発注者指定型 である。

※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。

(イ) 特記仕様書記載例

○土木工事

本工事は、週休2日確保モデル工事（発注者指定型）の対象工事である。

なお、災害復旧工事等の週休2日確保モデル工事の対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受注者協議の上で対象とすることが出来る。

○建築工事

「福島県建築関係工事特記仕様書」1一般共通事項 30 週休2日促進工事の特記事項欄に、以下を明記する。

本工事の発注方式は発注者指定型である。当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。

7 週休2日確保モデル工事の実施方法等

- (1) 受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日確保し現場閉所日を明記した工程表を添付し、発注者に提出する。
- (2) 受注者は、工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

- (3) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (4) 受注者は、毎月、工事履行報告書に休日取得状況（現場閉所実績）を記載した実施工程表や閉所実績表等を添付し、発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、発注者から工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類の提出を求められた時は、発注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、週休 2 日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (7) 発注者は、受注者に対して週休 2 日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮する。
- (8) 発注者は、緊急性がある場合を除き、現場閉所の前日などに資料作成を含め現場閉所日に作業が生じるような指示を行わないように配慮する（ウィークリースタンスの推進）。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

9 附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告する工事から適用する。

表 1 土木工事の補正率

	4 週 8 休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

表 2 土木工事の補正率（市場単価）

名称	区分	4 週8 休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04

	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.02

表3 建築関係工事（建築工事、電気工事、機械工事） 複合単価の補正率

	4週8休以上
労務費	1.05

※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	4週8休以上	
		新営	改修
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
撤去	各工種による		

取り壊し		1.03	1.03
------	--	------	------

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	4週8休以上	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	適用	4週8休以上	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニット除く）	取付手間のみ	1.04	1.25